

岩手県人事委員会告示第1号

口頭により開示請求をすることができる個人情報（平成26年岩手県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和元年7月26日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

改正前				改正後			
口頭により開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所	口頭により開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
事務の種類	開示する内容			事務の種類	開示する内容		
職員採用I種試験	[略]	最終合格発表の日の翌日以後の日であって別に定める日から起算して1月間（ <u>採用候補者名簿に記載された者</u> にあつては、10月1日（その日が日曜日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日）から起算して1月間）	[略]	職員採用I種試験	[略]	最終合格発表の日の翌日以後の日であって別に定める日から起算して1月間	[略]
職員採用II種試験	[略]	最終合格発表の日の翌日以後の日であって別に定める日から起算して1月間	[略]	職員採用II種試験	[略]	〃	[略]
[略]				[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。